

第224回 横浜市個人情報保護審議会会議録	
議 題	1 会議録の承認 2 報告事項 (1) 個別報告事項 案件1 横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について (2) 書面報告事項（個人情報取扱事務の委託）（146件） (3) 事務開始届出書の届出・変更、個人情報ファイル簿の作成・変更・削除 ア 個人情報取扱事務開始届出書（28件） イ 個人情報取扱事務変更届出書（27件） ウ 個人情報ファイル簿作成報告書（5件） エ 個人情報ファイル簿変更報告書（2件） (4) 横浜市会報告資料（横浜市会個人情報の保護に関する条例第52条第2項） ア 個人情報取扱事務の委託（1件） 3 その他 (1) 個人情報漏えい事案の報告（令和7年3月17日及び4月15日記者発表分） (2) その他
日 時	令和7年5月28日（水）午後2時00分から午後3時10分まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 なみき16
出席者	中村会長、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、寺田委員、三品委員
欠席者	なし
事務局	青木市民情報室長ほか
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	・第223回審議会の会議録について、承認する。 ・報告事項及びその他について、了承する。
議 事	【開 会】 （事務局） 第224回横浜市個人情報保護審議会を開始します。本日は、委員7名に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。また、本日は傍聴人はおりません。 （中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。本日もWEB会議により開催いたします。 1 会議録の承認 （中村会長） それでは、議事に入ります。 第223回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見はございますか。御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （各委員） <異議なし> （中村会長） それでは、承認といたします。 2 報告事項

案件１ 横浜市個人情報の保護に関する条例の改正について（市民局市民情報課）

（中村会長） それでは、「２ 報告事項」について、最初に案件１の御説明をお願いします。

（所管課） <資料に基づき説明>

（中村会長） ただいま御説明がありました案件１について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

（寺田委員） 他自治体の審議会の動向を調べていただき、参考になりました。個人情報保護法施行前から、横浜市の審議会は個人情報保護に積極的に取り組んできました。独自の取組をしていることはすごくいいことだと思いますので、「他自治体がやっていないから」というのを、横浜市もやらない理由にするのではなく、プラスに捉えたほうがいいかなと思います。

（所管課） 委託先による個人情報の漏えい事故は未だに多く発生しており、本市全体の漏えい事故のうち、３分の１は委託先や指定管理者による漏えいです。我々としては、完全にノータッチというわけにはいかないと思いますので、是非とも個人情報取扱事務の委託報告は、維持していきたいと考えています。

（鈴木委員） 委託先で起きた漏えい事故の中で、安全管理措置が甘かったと判断されたものはどれぐらいありますか。取扱規定が十分に共有されていなかったり、形骸化によるものが多いのでしょうか。

（所管課） 報告書上で安全管理措置が十分であることを確認しても、現場でのヒューマンエラーがあります。ダブルチェック等基本的なことを怠ったがゆえに、誤送付、誤交付が多く発生しているというのが実態です。引き続き、基本的なダブルチェック等を怠らないような注意喚起は、職員に対して研修等を通じて行っていき、委託先においても同等の管理を求めるよう監督させます。

（鈴木委員） 審議会で見えていくべきは、もちろん、契約の時点で安全管理措置がきちんと担保されているかという点ではありますが、監督がきちんとされているのかという点にシフトさせるような形のほうが好ましいでしょうか。

（所管課） そのとおりかと思います。委託報告資料としては、安全管理措置報告書のような典型的な資料が上がってきますが、それにとらわれることなく、業務に関してどのような監督をしていくのか、もう少し踏み込んだ具体的な御意見を委員の皆様からいただいたほうが事故の予防につながり、また、その御意見を他の委託案件にもフィードバックできるかと思います。

（大谷委員） 条例改正の提案と、その改正内容に関連する情報提供ありがとうございました。個人情報保護について、どこに大きなリスクがあるのかといった、いわゆるリスクベースアプローチを取することは非常に一般的な手法でもあります。本当に大事な部分に、審議会とのコミュニケーションという限られたリソースを投入することで、ある程度メリハリを付けることは必要なことと理解しています。提示してもらった人数規模といったものについては、ある程度参考になり得る数字なのではないかと考えています。やはり、市で取り扱っている個人情報の関係で、どこにリスクがあるのかといったリスク分析を総合的にしていくと、職員に起因するものや人員体制、作業環境に起因するもの、あるいは、システムの老朽化や、手作業に伴って生じるものなど、様々な原因が考

えられます。そうした中でどこに問題が起きやすいか、予防的な審議ができることが本来望ましいです。委託件数が限られていて、そもそも委託が珍しかった時代には全件報告対象にすべきだったと思います。しかし、委託もある程度定形化がなされ、このやり方で進めればある程度安心だというやり方も我々の中で確立されてきていると思います。不定形の事務や、新たなことに挑戦するものであれば、小規模であってもやはりリスク軽減策について専門家たちの意見を聞く場は大事になってくると思っています。委託報告については一旦、ある程度絞り込む方向を整えつつ、そこで何か取りこぼしがないか、委託以外の個人情報を取り扱う業務プロセスの中で改善を要するところがないのかについて、実際の案件を素材として検討ができることがこの審議会の存在意義だと思います。条例の中に「その他」的な条文があります。それを整理してもらうところも含めて、もう少し色々なことが考えられるのかなと思いました。条例改正については基本的に、このように向かっていくべきだとは思っています。多くの件数を取り扱うものにはもちろん必要ですが、少ないものについても「本当に大丈夫か」といった視点はやはり必要です。

(所管課) 一旦大きな目安として今回示したような取扱件数によるしきい値を設けましたが、新種の委託等リスクが少し高いような案件については、取扱件数にとらわれず「その他」的な条文を活用して報告し、意見をいただく場を設けたいと思います。今後、横浜市が個人情報保護の業務を行う中で、条例に掲げているような類型がないようなものであっても、審議会で意見を聞きたいというものについては、同様に報告していきたいと思っています。ある程度類型化して今後も発生するものであれば、タイミングを見て条例等で明文化していくこともあり得ると思います。いずれにしても、条文の形にとらわれず、必要とするものについて審議会に諮っていくように、運用していきたいと思っています。

(中村会長) 方向性については、委員からの異論はないように伺えます。報告対象について、何らかの客観的な基準ができるように、人数等で分けられていますが、要配慮個人情報には当たらないが、個人情報の中でも少し重要度の高いものがありそうな気がします。今回でいうと、100人以上の要配慮個人情報の取扱いを委託する場合には報告するという一方で、それ以外については取扱件数10万人以上、と大きく分かれています。その中間値のようなものがあるのもいいのかなと思いました。「その他」で扱えるものかもしれません。

(所管課) 確かに議論のあるところですが、ほかに中間的に扱うものがないかどうか検討します。

(加島委員) 会長の意見と同様ですが、「その他、室長が必要と判断すること」というように、重要だから審議会にかけたほうがいいという観点も付けたほうがいいのではないのでしょうか。数や内容で決められないかもしれません。

(所管課) もう少し幅広に対応できるような文案を考えていきたいと思っています。

(中村会長) 今後、報告の対象を絞った場合、委託一覧表も示されないようになるのですか。

(事務局) はい、そのとおりです。改正後は、現在でいう個別報告を行わないものは報告対象外になる予定ですので、そうなった場合は一覧表もなくなります。

(中村会長) 他に御質問等がなければ、基本的には報告資料を基に、今回出た意見

を参考に進めてもらうということで、了承するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、承認といたします。

2 報告事項 (2) (3) (4)

3 その他 (1) (2)

(中村会長) 次に、「2 報告事項 (2)、(3)、(4)」、「3 その他 (1)、(2)」についての報告を行います。事務局から御説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) 教育委員会北部学校教育事務所で3件立て続けに漏えい事故が起きています。北部学校教育事務所というのが組織としてあるのですか。

(事務局) 学校教育事務所は学校を束ねる現場の事務所です。学校で漏えい事故があった場合は、管轄する学校教育事務所が対応することになります。事務所は市内に4か所あります。

(加島委員) 事故を起こしたのは悪いことですが、学ぶ機会とも捉えられますので、事故が一旦起きたら、しばらくは再発しないはずなのです。最初に起きたときにどう再発防止を徹底させたのでしょうか。審議会の役割として、事故が起きたときの対応の仕方や、その後どうなっているのかということを審議したらどうでしょうか。ペナルティはなかなか難しいとは思いますが、「徹底がきちんとされていないと大変だ」という認識がされないと、なかなか事故がなくならないのではないかと思います。ペナルティがあれば、緊張感を保っているのですぐに再発はしません。同様の事故が立て続けに起こるのは残念です。

(事務局) 同じ職場が連続して事故を起こすことがたまにあります。我々もこの問題は非常に根深いものを感じており、ルールではなくガバナンスというところにも目を向けていかなければいけないと思っていますところ。本件に関しては、全て北部学校教育事務所の管轄内の学校で起きた事故ではありますが、それぞれ別の学校で起こっています。教育委員会は約500校の小中高を束ねていますが、方面ごとに学校教育事務所が全4か所設置されており、100校余りの単純な割り振りになっています。方面を管轄する事務所がまとめて事故報告をしていますので、同じメンバーが事故を起こしているのとは少し違います。学校は漏えい事故の件数が多く、また、要配慮個人情報の取り扱いも多いところですが、同じところで立て続けに事故が起きるような事態については、ガバナンスの観点からも考えていく必要があると考えています。

(中村会長) 他に御質問等がなければ、以上でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは、了承といたします。

(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

	(事務局) 次回の日程は、令和7年6月25日水曜日の午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。接続の確認のため、開始の15分前には、WEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。 (中村会長) それでは閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。 【閉 会】
資 料 特記事項	1 資料 (1) 第224回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第224回横浜市個人情報保護審議会追加資料 2 特記事項 次回は令和7年6月25日(水)午後2時からWEB会議の方法により開催予定

本会議録は令和7年6月25日第225回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。